平成２１年（フ）第１１４９号
熊本県天草市五和町御領12212番地
破産者　株式会社五和印刷
1　決定年月日　平成22年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６１３号
さいたま市見沼区大字東門前460番地13　七里コーポ101
破産者　佐藤　君枝
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
埼玉県桶川市大字坂田1368番地の１
破産者　鈴木　史幸
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
埼玉県深谷市見晴町26番地１　県営深谷萱場団地３―102
破産者　髙橋悟一郎
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７１９号
川崎市宮前区東有馬５丁目13番７号
破産者　工藤　　進
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１７７号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目40番地12
破産者　塚本　健次
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０２号
横浜市南区大岡２丁目12番12号　ツツミハイツ201
破産者　堤　　亮司
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３３５号
神奈川県横須賀市金谷２丁目13番１―603号
破産者　大竹　博紀
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５４号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地６街区１棟707号
破産者　犬塚　博一
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０３７号
神奈川県綾瀬市大上１丁目28番34号
破産者　上保　宗敏
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２５０号
横浜市港北区新横浜１丁目26番地１　モダンフォーク新横浜202号
破産者　飯田　悦治
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４００３号
大阪府門真市幸福町１番18―102号、開始決定時の住所大阪府門真市堂山町17番５号
破産者　玉置建具商店こと　玉置　喜三
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３号
大阪府吹田市竹見台３－１　Ｃ29―708号、住民票上の住所大阪府茨木市東奈良３丁目３番18号
破産者　木村　貴子
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３４５号
大阪府枚方市伊加賀南町９番22―202号
破産者　強力　宣夫
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３４９号
兵庫県宝塚市仁川北２丁目８番４―104号
破産者　樋口　敏子
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１６６号
大阪府茨木市上中条２丁目２番25号
破産者　清野　健吉
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１９５号
大阪府吹田市日の出町９番16号
破産者　野原　伸一
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２５６号
大阪市淀川区新北野２丁目４番23―515号
破産者　金子　　清
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６２６３号
兵庫県西宮市中屋町７番19号　エレガンス高座202号
破産者　坂本　次雄
1　決定年月日　平成22年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部